

「当座勘定規定」一部改定のお知らせ

2018年10月9日に予定されている全銀システム稼働時間の拡大(24時間365日稼働化)に伴い、当座勘定への入金時間(15時まで)を明確にするため、当座勘定規定を同日付で一部改定します。

なお、このお取扱いはすでにお取引いただいているお客さまにも適用されます。

【対象規定】

規定名	改定箇所
当座勘定規定(一般当座用)	第9条(支払の範囲)
当座勘定規定(個人当座用)	第9条(支払の範囲)
当座勘定規定(専用約束手形口用)	第10条(支払の範囲)
当座勘定規定 (コマーシャル・ペーパー専用口用)	第9条(支払の範囲)

【改定内容(例)〈当座勘定規定(一般当座用)〉】

改定前	改定後
第9条(支払の範囲) ①呈示された手形、小切手等の金額が当座勘定の支払資金をこえる場合には、当行はその支払義務を負いません。 ②手形、小切手の金額の一部支払はしません。	第9条(支払の範囲) ①同左 ②呈示された手形、小切手は、呈示日の15時までに当座勘定に受入れまたは振込まれた資金により支払います。なお、15時以降に入金した資金を支払に充当したとしても当行は責任を負わないものとします。 ③手形、小切手の金額の一部支払はしません。

【他行からの当座勘定への振込入金時間について】

現在の取扱時間	2018年10月9日(火)以降の取扱時間(※1)
平日 8:30～15:00(※2)	平日 0:00～15:00(※2) 土日祝 0:00～24:00

※1 日曜日21:00～月曜日7:00およびメンテナンス実施時間を除きます。

※2 振込状況等により、15時以降も入金になる場合がございます。